

唱歌教育における日本民謡へのまなざしの変化 — 『尋常小学唱歌』の編纂まで—

城 佳 世

九州女子大学人間科学部児童・幼児教育学科 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2023年6月26日受付、2023年8月3日受理)

要 旨

「明治期の日本の唱歌教育において、わらべうたや民謡は排除されてきた」とする考え方は定説である。一方で1911（明治44）年から順次出版された『尋常小学唱歌』には民謡をもとにした文部省唱歌が掲載されている。本研究の目的は、音楽教育関係者のわらべうたや日本民謡に対するまなざしが、なぜ変化したのかそのきっかけを論じることである。明らかになったのは次の三点である。ひとつは、1880（明治13）年の時点において、文部省関係者はドイツの翻訳書を通して、民謡を学校教育であつかうことの適性を認知していたことである。二つは、文部省文芸委員会が出版した『俚謡集』において、尋常小学校の教員が日本民謡の歌詞、及び旋律の収集をおこなっていたことである。三つは、『俚謡集』『尋常小学読本』『尋常読本唱歌』『尋常小学唱歌』の編纂に上田萬年、芳賀矢一らが共通してかかわっていたことである。

キーワード：日本民謡、尋常小学唱歌、俚謡集

1 はじめに

「明治期の唱歌教育において、わらべうたや民謡は排除されてきた」とする考え方は定説である。たとえば、第二次世界大戦終結後、山住正巳は、明治期の唱歌教育をふりかえり、「わらべ唄は卑俗なものだから文明開化の新しい時代にふさわしいものではないとされてしまった。」（園部・山住1962,22）と述べている。坂本義隆は「自国の民謡を歌うことは道徳的な罪悪とされ、その反対に欧米各国の民謡ならば、芸術的で教育的なもの」（坂本1962,33）とされてきたとしている。また、山田耕筰編の教科書には、「あるものはいつごろからか、酒席に使われて、いやらしい歌のように考えられてきましたが、民族の歌として日本の民謡を、あらためて見直してみることも必要でしょう」（山田1956,36）の記載がある。いずれも少し前の論考ではあるが、現在もその考え方は大きく変わっていない。

たしかに、1878（明治11）年に目賀田種太郎が日本に送付した「私ノ見込」には「俗ト称スルモノは謳曲甚卑シクシテ其害却テ多シ」と書かれている。音楽取調掛も俗曲を野卑とし、改良した《箏曲集》を1888（明治21）年に出版している。また、神津専三郎は1891（明治24）年に出版した『音楽利害』のなかで、「近来の三味線音楽の歌詞が野卑で淫声が甚だしい」と指摘し、これらの音楽は「人の淫心」を「喚起する」と述べている¹。また、矢田部良吉は『国家教育』のなかで、「其曲と言ひ其辞と云い野卑淫猥を極め言語道断なるもの」と断じ、俗曲を改良することの必要性を述べている。

これら「俗」の音楽を卑俗とする考え方は学校教育においても同じであった。当時の『音楽雑誌』をみても、子どもがうたう「鞠歌」や「子守唄」を卑俗なうたとしてとらえ、子どもがうたう現状を憂う内容を記した論考は少なくない²。1903（明治36）年に、石川県師範学校の新清次郎が出版した『小学校唱歌教授法』には、「俗曲及び俚謡の如き耶猥なるものは、校の内外を問わず之れを口にすることを厳禁すべし。」の記述もある。学校教育においては、「俗曲や俚謡がなくなれば、子どもは唱歌をうたうだろう」という考え方が広がっていたのである³。

このように、「俗ト称スルモノ」「俗曲」「俗歌」「俚謡」「鞠歌」など表記はさまざまではあるが、当時、民謡やわらべうたを含む「俗」の音楽が、学校教育において卑俗なものとしてあつかわれていたことは疑いない事実であろう。

一方で、文部省文芸委員会は、少し時を経た1914年（大正3）に全国の民謡を掲載した『俚謡集』を出版している。また、1911（明治44）年から1914（大正3）にかけて刊行された『尋常小学唱歌』には、民謡

をもとにした楽曲も掲載されている。本研究では、明治期の音楽教育関係者のわらべうたや日本民謡へのまなざしが何をきっかけに変化したのかを明らかにしたい。

2 Volksleaderの語の輸入

日本において現在もちいられる「民謡」の語は、明治中期に森鷗外がVolksleaderの訳語としてもちいたことによる⁴。同見解は、浅野建二の『日本民謡集』以降、多くの研究者によってとりあげられ、現在においても「これらの見解を大きく覆す証拠は今のところ出ていない」（島添2021,106）とされている。しかし、本研究の調査の過程で、文部省が1880（明治13）年に出版したチェ・ケール著、村岡範為馳訳の『平民学校論略』において、すでに、Volksleaderの訳語がつかわれていることが明らかになった。同著の原典は、Kehr, Karl (1880) Die Praxis der Volksschule.である⁵。次のような記述がある。

(二) 如何ナル歌ヲ唱スベキ日民歌日寺歌

民歌は天成自然に佳美自由にして最善の平民学校の性質に適合す。民歌は質樸簡易にして絶て豪強の辛気、非理の語勢、虚飾の句法あるを無し、純粹の民歌は調和して力あり。質樸にして愛す可く貴重にして人を感動し独逸人民の高徳を表示す（チェ・ケール1880,269）。

「平民学校でいかなる歌をうたうべきか」の問いに対し、「寺歌と民歌」という回答が書かれている。また、その理由として、庶民の素朴な心情をあらわした「民歌」が、平民学校の教材として適していることが書かれている。「民歌」とは何をさすのであろうか。原文と比較したい。

2. Was foll gefungen werden? Die Antwort auf diese Frage lautet: Volkslieder; und Kirchenlieder! a) Volkslieder;. Das Volkslied in feiner natürlichen Schönheit und Unbefangenheit entspricht dem Charakter der Volksschule am besten. Das Volkslied ist frei von gemachter Abfichtlichkeit, von unmelodischem Schwulste und von phrasenhafter Rhetorik. Die echten Volkslieder; sind Lieder von wunderfamer Innigkeit und gewaltiger Kraft, einfach und lieblich, rührend und edel, die edelsten Tugenden des deutschen Volkes darstellend. (Kehr, Karl 1880,339)

Kirchenliederは、「寺歌」と訳されている。いわゆる賛美歌である。Volksliederは「民歌」と訳されている。「民歌」については本文中に次の説明もある。

或いは快心の牧童たり或いは和気の生徒たり或いは若年勇壯の農夫たり或いは篤実なる独逸の処女たり其誰の口腹に出は知る可からずと誰独逸の精神の其精神中に居処する人の作る所なり（チェ・ケール1880,270）。

庶民がつくった音楽であること、また誰が作ったかわからない音楽であることが説明されている。これらは、後に上田敏や志田義秀らによって整理されることになる民謡の定義である。Volksliederは「民歌」と訳され、文部省の出版物に掲載されていたのである。なお、同著には「民歌」に加えて「民様歌（ホルスイュームリヘリーデル）を唱すべし。」（チェ・ケール1880,344）の記載がある。「民謡歌」とは、作曲者が明確な曲をさす。すなわち、「民歌」が民謡をさしていたことは明らかである⁶。

以上よりドイツの「民謡を平民学校の教育にもちいるべき」との考え方、及び後の「民謡の定義」がこの時点で日本に入っていたことが明らかになった。同著が文部省の出版であることを鑑みると、伊澤をはじめとする音楽取調掛もその考え方や定義を当然知っていたであろう。

さて、同著を訳した村岡は、東京音楽学校の二代目の校長である⁷。村岡は、演説のなかで、次のように述べている。

若し学校唱歌か尚広く普及し且つ改良して之を学びたる児童が成長するときには彼の俗間に行わるる猥褻の馬子唄船歌田植歌機械歌木遣歌等も追々端正なる唱歌となると現今西洋の民歌及び民様歌の如き有様に至る可し（村岡1893,4）。

村岡は、「馬子唄船歌田植歌機械歌木遣歌等」、すなわち日本民謡を改良することで、ドイツと同じような民謡、すなわち、学校教育における唱歌や大衆の愛唱歌をつくることができると考えていたのである。なお、村岡は上原六四郎に俗楽の研究を命じ、『俗楽旋律考』を書かせた人物でもある⁸。すなわち、「民歌」の重要性を理解した村岡が俗楽研究の必要性に気づき、その研究を上原に指示していたとしても不思議はない。

一方で、この時期の教科書にわらべうたや民謡はほとんど掲載されていない⁹。筆者は、その理由について排除したのではなく、採譜することができなかつたと推測する。

たとえば、モースは1877年に日光を訪れた際に労働者が材木を運びながら、また、荷車を押しながらうたっているうたについて、「例の無気味な音楽は我等の音譜ではどうしても現わし得ない。」（E.S.モース1970,94）としている¹⁰。また、小泉八雲は、島根の学校できいた盆踊りのうたについて「西洋の旋律の如何なるものにも、徹頭徹尾類似していない原始的な歌に因って喚起さるゝ情緒を、どうして説明しようか？西洋の音楽語の文字である譜音で、書くことさへ不可能なのだ。」（小泉1894,180）としている¹¹。つまり、当時の民謡は、西洋人が音楽として解することができない、すなわち五線譜であらわすことのできない音楽だったことになる。

だとすれば、当時の唱歌教育関係者がわらべうたや民謡を五線譜であらわせなかつたことは当然である。また、現在われわれが耳にする民謡の旋律とはかなり違っていただ可能性も高い。

俗曲、たとえば、『小学唱歌集』に掲載された〈黒髪〉のような地歌箏曲、また、流行歌の場合、うたの伴奏として箏、三味線等がもちいられることが多い。すなわち、楽器をガイドラインとして、その旋律を採譜することは可能である。しかし、自然発生的にうたわれる民謡に、もともと伴奏や伴奏楽器は存在しない。当時の教科書に民謡が掲載されなかつたのは、採譜などの技術的な問題により実現できなかつたと考えてよいのではないだろうか。

3 『俚謡集』の編纂

明治20年代後半に入ると、ヘルダー、ゲーテ、シラーなどの影響をうけた文学者たちが、民謡研究について論じるようになった¹²。その代表的な場が『帝国文学』であった¹³。『帝国文学』上では、ドイツにおいて、ヘルダーが収集した民謡が素材となって国民詩が生みだされたように、日本においてドイツを範に、民謡収集をすすめ、「国民詩」の創造をめざそうとする考え方が論じられた¹⁴。

民謡収集については1898（明治31）年の『帝国文学』に、「俗謡研究の声は近来殆んど流行の勢を得んとす、嘗て上田、芳賀、藍井等の諸氏俗謡募集の挙ありてより以来、丁酉文社、文芸倶楽部等其収集を企つる者一二のみならず。或は以て語学に資せんとし、或は唯耽奇の情を満たさんとする」（佐々 1898,7）との記述がある。上田は、1900（明治32）年から文部省の国語調査委員、後に文部省文芸委員会に就任した上田萬年、芳賀は上田の後任として東京帝国大学助教授に就任し、上田と同じく文部省文芸委員となる芳賀矢一、藍井は文学者の藍井雨江であろう¹⁵。民謡収集をおこなったのは芳賀である。1895（明治28）年8月9日付の読売新聞には、「国語の研究上資する所あらんとて広く我が内国各地に行わるる子守歌盆踊謡手鞠歌追羽根謡等を採集せんと目下考案中のよし」の記事がある。

また、民謡収集は庶民の間でも盛んになっていた。すなわち、「耽奇の情を満たさんとする」ための民謡収集である。1892（明治25）年6月29日の読売新聞の社告では、「古今東西最も面白くて最も趣味ある雑録を掲載するために、小説、絵画、詩文、俳歌、洒落、滑稽、詩話、文話、紀文、批評、古事雑話、俚歌童謡にいたるまで、趣味快樂と観ずべきもの、卑猥浅薄の嫌いあるものの外、悉く取って漏らすなし」とし読者に投稿をよびかけている。これら新聞社による民謡収集は「最も面白くて最も趣味ある雑録」の表記から、娯楽のための民謡収集だったことは明らかである。このように目的はさまざまではあるが、日本において民謡収集がはじまったのは明治20年後半だったとみてよいだろう¹⁶。

また、その後は『帝国文学』上において、上田敏、志田義秀らも西洋音楽を範に日本民謡の旋律の収集の必要性をとらえるなど、文学者を通して素材としての民謡収集の機運は次第に高まった¹⁷。そして、大和田建樹の『日本歌謡類聚』、前田林外による『日本民謡全集』、童謡研究会による『諸国童謡大全』などの民謡集が出版された。これら民謡集は、日本文学の素材としての位置づけだったのであろう。男と女の情をうたったような民謡も掲載されている。一方、淫猥なうたを除いた民謡集として同時期に出版されたのが、文部省文芸委員会による『俚謡集』である。

『俚謡集』は芳賀矢一の発案のもと、文部省文芸委員会によって編纂された¹⁸。文部省文芸委員会は、明治44(1911)年5月17日に文部大臣小松原英太郎のもと通俗教育調査委員会とともに設けられた。その目的は、良質な文芸の奨励、及び悪文芸の取り締まりや撲滅であった。「文芸委員会官制」には「文芸委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ文芸ニ関スル事項ヲ調査審議ス」(「勅令第百六十四号」)の記載がある。委員長岡田良平(文部次官)、幹事福原鏝次郎以下、任命された委員には上田萬年、芳賀矢一、森林太郎(森鷗外)、響庭与三郎、幸田成行(幸田露伴)、上田敏、島崎滝太郎、姉崎正治、足立荒人、徳富猪一郎(徳富蘇峰)、巖谷季雄(巖谷小波)、塚原靖、大町芳衛(大町桂月)、佐々政一、伊原敏郎、藤代禎輔の名前がある¹⁹。名だたる文学者がかかわっていたことがわかる。なお、上田萬年、芳賀矢一、巖谷季雄は同時期に編纂された国定教科書『国語読本』及び『尋常読本唱歌』、そして準国定教科書である『尋常小学唱歌』の編纂にかかわっていたことに留意しておきたい²⁰。

さて、もともと俚謡収集の通達は、1905(明治38)年に文部省普通学務長沢崎政太郎の名で各県に送られていた。通達、収集の過程については『愛媛民謡集』に詳しい²¹。以下、同著をもとに『俚謡集』に編纂にむけての民謡収集を整理したい。

以下に示すのが愛媛県知事安藤謙介宛に送付された通達である。

発普二八四号

今、通俗教育取調上必要有之候ニ付、貴県各地方ニ行ハルハ童話伝説俗謡等、調査御収集の上、御回答相成度、尤其方法ニ付テハ私立教育会、若クハ適当ト認メラレ候ニ依嘱相成等、適宜御措置相成度、此段及照会候也。

明治三十八年 十一月十日

文部省普通学務局長 沢柳清太郎

上記通達をみると、その目的は通俗教育、すなわち社会教育に関する調査におかれていたことがわかる。また、その収集を「私立教育会」または「適当ト認メラレ候」に依嘱することが示されている。「私立教育会」とは、府県、郡市などを単位とし、教育行政担当者、師範学校等の教育機関スタッフ、小学校校長・教員、地方名望家で構成された組織である²²。文部省は地方の教育関係者に民謡の収集を指示していたことになる。なお、愛媛県では、通達が県から各郡市へ、さらに各町村へという順番でおこなわれたこと、採録にあたったのは各小学校の訓導であったこと、が記録にのこっている²³。また、各地の尋常小学校教員も民謡収集の役割を担っていた。たとえば八重山で民謡を採集した喜舎場水珂は後に柳田国男の『炉辺叢書』の一冊として民謡集を出版している²⁴。文部省からの民謡採集の通達は、「わらべうたや民謡は卑俗」と考えていた教育関係者や尋常小学校の教員の考え方を変化されるきっかけとなったことが推察される。

次に収集内容を検討したい。

○収集すべき俗謡の種類

一、労働に伴うもの

田植、草取、稲刈、白搗、白挽、粉挽、米踏、茶摘、茶ひろい、茶もみ、養蚕、糸繰、糸引、糸績、機械、餅搗、米搗、麦搗、麦打、糲摺、木挽、木やり、石搗、地搗、金堀、舟歌、大漁歌、酒造、長持歌、其他一般の労働歌

二、盆踊の歌

三、児女の遊戯に関するもの

子守、手鞠、羽子つき、其他一般の遊戯歌

四、地方特有の流行歌

潮来、伊勢音頭、追分、流山、御嶽、さんさ時雨の類

五、其他一般の流行唄

具体的に細かく分かれている。伝承民謡のみならず、そして流行唄までも収集しようとしていたことがわかる。また、注意すべき事項として次の項目が示されている。

俗謡調査ニ関シテ注意スベキ条項

- 一、歌謡は伝聞記憶ノ儘ニ書き取り何等ノ改竄ヲモナルマジキコト
- 一、歌謡中ノ方言ニハ簡単ナル註釈ヲ施スベキコト
- 一、歌謡ハ成ルベク発音的ニ書き取り漢字ニハ振仮名ヲ附スベキコト
- 一、節廻、拍子等謡ヒ方ニ就イテハ記載シ得ベキ限り之ヲ記スコト
- 一、楽譜ヲ添フルコトヲ得ルモノハ之ヲ添フベキコト
- 一、節ノ名アラハ附記スベキコト
- 一、如何なる地方ニ行ハルヽカヲ附記スベキコト
- 一、如何なる場合に謡ハルヽカヲ附記スベキコト
- 一、如何なる階級ニ行ハルヽカヲ附記スベキコト
- 一、流行ノ年代又ハ其由来ニ関シ伝説アルノモハ之ヲ附記スベキコト
- 一、調査者ノ氏名ヲ附記スベキコト

調査者が耳で聴き取ったものを忠実に記録することが求められている。また、刊行された『俚謡集』には掲載されていないものの、旋律についてもその収集が指示されていたことがわかる。しかし、実際に愛媛県において採譜された旋律は三曲にすぎなかった。これは、やらなかったのではなく、できなかったのであろう。そもそも唱歌科が必修科目になるのは、明治40（1907）年の小学校令改正である。この時期の小学校教員が民謡の旋律を採譜できたとは思えないからである。

さて、このとき各都道府県から収集した俚謡の整理を命じられていたのが高野辰之であった。しかし、当時、高野は国定教科書『尋常小学読本』の編纂に追われており、十分にかかわることはできなかった。

こうして文部省文芸委員会の名前で出版されたのが『俚謡集』である。同著には、「手毬歌、子守歌等主として児童間に行はるものは、彼此混淆轉訛夥しきのみならず、往々地方の特色を認め難きを以て、一二の他は總べて之を省略したり。」（文部省文芸委員会1914、ページ番号なし）の記載がありわらべうたは掲載されていない。

また、高野が後に「たとひ純潔温雅のものでも、苟も男女間の愛にふれてゐるものは一切省く、又枕といふ後、殿御といふ語、つめりや紫といふ句でもあれば、直に削除といふ方針としてある様に思はれる。成程これも一理あることで、官省の出版物としては極めて安全な間違の起らぬ仕方である。」（高野1928:3）と述べているように、淫猥な歌詞に類するものも掲載されていない。これは、「良質の文芸を国民に広める」という文芸委員会の目的と照らし合わせると仕方ないことであろう。高野が『俚謡集』に掲載されなかった民謡を『俚謡集拾遺』として刊行したのも当然だったといえる。

4 『尋常小学唱歌』の編纂

文部省によって『俚謡集』が編纂されたのと同時期につくられたのが、唱歌科の教科書、『尋常読本唱歌』及び『尋常小学唱歌』である。周知のように、当時の学校教育において国定教科書は整備されておらず、地域によって、また学校によってさまざまな検定教科書がつかわれていた。教科書の国定化が決まったのは、1903（明治36）年4月の「小学校令改正法案」である²⁵。はやくに出版されたのは、国語科の『尋常小学読本』

はなく、あくまでも詩を先に決め、結果として〈ひとつとや〉の旋律が入ることになったのであろう。

それ以外の7曲については、わらべうたや民謡に着想を得て歌詞がつくられた。なお、これらの詩は合議によってつくられたものであり、作者は特定することはできない。歌詞について1904（明治37）年の東京朝日新聞には、「国定教科書編纂員の弁解」というタイトルの次のような記事が掲載されている。

韻文を拙劣なりと言うものあれども従来の如く成人ならでは解し難しと思わるる思想感情などをむづかしき文章体を以て綴れるものは折角の良韻文も児童は之を理解すること能わず。従って其感興を惹き情性を陶冶するの功なきは無論なれば国定書は大に其弊に鑑みあどけなき私情感情などを其日常使用する言語を以て綴方も七五、五七などに限らず童謡俚謡の雅なるものより取りたるなり（東京朝日新聞1904年1月21日朝刊）

「子どもにわかりやすいこと」を第一義に国定教科書が編纂されていたことがわかる。同記事を書いた編纂員は不明であるが、童謡や俚謡、すなわち、わらべうたや民謡を教科書に採用することが公にされていたことがわかる。

一方で、上記楽曲に民謡の旋律は認められない。原曲とは全く異なる西欧風の旋律がつくられている。これが、日本の唱歌が「西洋一辺倒」といわれる所以であろう。しかし、これら旋律は必ずしも上記の民謡の歌詞を無視しているわけではない。

たとえば、青柳は編集委員が最も苦心を払った主点として、「曲と詩の調和、すなわち詞のアクセント及び抑揚を曲の上にかんじて生かすかという点にあった」（青柳1979,252）ことを指摘している。すなわち、日本語の語感や高低アクセントを生かした旋律がつくられているのである。それではなぜ日本の旋律は採用されなかったのだろうか。

筆者はまだ日本の音楽の理論が十分に確立していなかったこと、また採譜もまだまだ十分ではなかったことを理由として推察する。『俚謡集』の収集において、旋律を採譜する能力が十分にできなかったことは、愛媛県の例をみても明らかである。日本の民謡を西洋の語法で採譜することそのものが、当時はまだまだ難しかったと考えられる。

『尋常小学唱歌』には、日本の伝統的な要素を素材とする歌詞、及び旋律が掲載された。『尋常小学唱歌』が文部省編纂の教科書であったことを鑑みると、文部省は西洋に範をとりつつ、日本の伝統を取り入れ、日本の国民国家をつくらうとしていたといえるだろう。

5 おわりに

本研究で明らかになったのは次の三点である。

ひとつは、1880（明治13）年の時点において、文部省関係者はドイツの翻訳書を通して、民謡を学校教育であつかうことの重要性を認知していたことである。1880（明治13）年、文部省はドイツの教育書を『平民学校概略』として翻訳、出版した。同著において、Volksliederは「民歌」と訳されていた。伊澤をはじめとする唱歌教育関係者はドイツの平民学校において民謡が教育に適した教材としてあつかわれていることを知っていただろう。

二つは、『俚謡集』の編纂の過程において、文部省の指示により尋常小学校の教員が日本民謡の歌詞、及び旋律の収集をおこなっていたことである。旋律の収集はうまくいかなかったものの、「わらべうたや民謡は卑俗」と考えていた教育関係者や尋常小学校の教員の考え方に影響を与えたことが推察される。

三つは、文部省が同時期におこなった『俚謡集』『尋常小学読本』『尋常読本唱歌』『尋常小学唱歌』の編纂には、上田萬年、芳賀矢一らが共通してかかわっていたことである。『俚謡集』の編纂にかかわった上田、芳賀らは民謡の価値を十分に理解しており、『尋常小学唱歌』の歌詞に民謡を素材とする楽曲が含まれていたとしても何ら不思議はない。

日本の音楽教育は西洋一辺倒といわれることが多い。たしかに、明治期に日本が独立国家として認められるためには、西洋の方法、つまり五線譜であらわすことのできる西洋的な音楽を作る必要があつた。すなわ

ち、日本の独自性を西洋のなかに取めなければならなかった。たとえば、軍隊の先頭を行進する軍楽隊はブラスバンドで演奏するのが暗黙の国際ルールである²⁸。五線譜によって独自の音楽をつくることは、独立国家として認められるための必須条件であった。そのようななか、「日本人が、日本らしい音楽をつくる」という目的でつくられたのが『尋常小学唱歌』であった。たしかに、そこでもちいられたのは、五線譜、調性、ディアトニック音階などの西洋の手法である。しかし、日本人の感情や考え方にあった歌詞が考案され、その語感やアクセントにあうように、日本人の手によって曲がつけられていた。すなわち、方法や形式は西洋から、中身は日本的なもの、まさに換骨奪胎というべきものであった。『尋常小学唱歌』には、日本人がつくった日本人らしい歌詞があるからこそ、〈ふるさと〉など、人々が懐かしさを感じるとともに現在まで歌い継がれている楽曲となりえたのではないだろうか。

〈付記〉 本研究は日本学術振興会科学研究費（課題番号：22K02848）の助成をうけている。

引用・参考文献

- 青木昌吉（1895）「俗謡を論ず」『帝国文学』1(12),帝国文学会 7-14.
- 青柳善吾（1979）『本邦日本音楽教育史』青柳寿美子.
- 浅野建二(1966)『日本の民謡』岩波書店.
- 有田恒生1896「如何にして卑猥など俗歌を撲滅し得る乎」『音楽雑誌』59,5-6.
- 井上哲治郎（1893）『帝国文学』(1)1-4.
- 岩井正浩（1995）「子どもの歌の音楽文化史的研究：日本伝統音楽を視座とした1900-1940年の展開」『神戸大学博士論文』.
- 上田 敏（1904）「楽話」『帝国文学10（1）』帝国文学会「楽話」[上田敏全集刊行会（1979b）『定本上田敏全集第四巻』教育出版センター 137-146に所収].
- 上田 敏（1906）「民謡」『音楽新報2（8）』音楽新報社[上田敏全集刊行会（1979a）『定本上田敏全集第九巻』教育出版センター 137-146. に所収].
- 上原六四郎（1927）『俗楽旋律考』岩波文庫.
- 愛媛県（1962）『愛媛民謡集』.
- 大町桂月（1897）「詩歌における古語及び俗語」『帝国文学』3(4),帝国文学会28-29.
- 梶山雅史（2019）『近代日本教育会史研究 新装版』明誠書店.
- 喜舎場水珂（1924）『八重山島民謡誌』郷土研究社.
- 小泉八雲（1926）『知られぬ日本の面影』第一書房.
- 琴の家主人1894「鞠唄に就て」『音楽雑誌』40,4.
- 権藤敦子（2015）『高野辰之と唱歌の時代：日本の音楽文化と教育の接点をもとめて』東京堂出版.
- 坂本良隆(1962)「日本民謡と社会」『教育音楽中学版』6, 音楽之友社.
- 作者不詳（1892）「行啓」『音楽雑誌』19,16-17.
- 佐々政一（1898）「謡い物の変遷」『帝国文学』(4)附録1.
- 志田義秀（1906a）「日本民謡概論」『帝国文学12（2）』1-15.
- 志田義秀（1906b）「日本民謡概論」『帝国文学12（5）』13-27.
- 品田悦一(2001)『万葉集の発明 国民国家と文化装置としての古典』新曜社.
- 島添貴美子（2021）『民謡とは何か?』音楽之友社.
- 新清次郎（1903）『小学校唱歌教授法』敬文館.
- 杉田正夫（2005）『学校音楽教育とヘルバルト主義』風間書房.
- 園部三郎・山住正己(1962)『日本の子どもの歌』岩波新書.
- 高野辰之（1928）『日本歌謡集成』巻12, 春秋社.
- 高野斑山（辰之）・大竹繁葉（1915）『俚謡集拾遺』六合館.
- 童謡研究会（1909）『諸国童謡大全』春陽堂.

- チェ・ケール著, 村岡範為馳訳 (1880) 『平民学校論略』文部省.
- 平田公子 (2012) 「音楽取調掛の俗楽観」『福島大学人間発達文化学論集』15, 27-36.
- 細川周平 (2020) 『近代日本の音楽百年 第1巻 洋楽の衝撃』岩波書店31-32.
- 前田林外 (1906) 『日本民謡全集』本郷書院[真鍋昌弘 (1979) 「日本民謡全集」『日本庶民生活史料集成 第二十四巻 民謡・童謡』三一書房, 3-84. に所収].
- 前田林外 (1906) 『日本民謡全集 続篇』本郷書院=真鍋昌弘 (1979) 「日本民謡全集」『日本庶民生活史料集成 第二十四巻 民謡・童謡』三一書房85-149.
- 文部省文芸委員会編 (1914) 『俚謡集』国定教科書協同販売所.
- 村岡範為馳 (1893) 「東京音楽学校長演説」『音楽雑誌』35,1-4.
- E・S・モース/石川欣一訳 (1970) 『日本その日その日2』平凡社.
- 矢田部良吉 (1891) 「音楽学校論」『国家教育』(5)国家教育社.
- 山田耕筰編 (1956) 『音楽 中学校用3』教育図書株式会社.
- 大和田建樹 (1898) 『日本歌謡類聚 下巻』博文館.
- Kehr, Karl (1880) *Die Praxis der Volksschule*, Gotha, E. F. Thienemann.

¹ 平田2012,32

² 作者不詳1892「行啓」『音楽雑誌』19, 16-17, 琴の家主人1894, 有田恒生1896など。

³ たとえば, 矢田部良吉は前掲書において次のように述べている。

第一 学校唱歌を盛にすること

第二 俗曲中取るべきものは或は之を取り或は修正を加うること

第三 優美高尚なる音曲の嗜好を奨励すること

⁴ 品田2001, 島添2021など。グスタフ・マイエルという人が書いたGriechische Volksliederを森鷗外が1892(明治25)年に「希臘の民謡」と訳したことに由来する。

⁵ 原著にはカタカナで「デーブ、フクチス、フォルクスシューレ」と記載されている。

⁶ カタカナ表記は原文ママ。「民謡歌の作者は人之ヲ知る」の説明があることから, 伝承民謡と, 流行歌は区別されていたことがわかる。

⁷ 初代校長は伊澤修二である。

⁸ 『俗楽旋律考』には, 「東京音楽学校校長村岡範為馳の命あるにより, 敢て聊か之が論説を今日に試む」(上原1927,30)の記述がある。なお, 上原が研究したのは都節中の俗箏, 長歌, 及び京阪地方の地歌や尺八の本曲など, いわゆる俗曲である。『俗楽旋律考』と冠されているが, 民謡の旋律や音階構造などについて研究をおこなったものではない。

⁹ 城2023参照。

¹⁰ E・S・モース1970,94

¹¹ 小泉1894,180

¹² 1890年前後は, 俗謡, 俚歌, 俚謡, 巷歌などの語がもちいられていた。

¹³ 『帝国文学』は, 「国民文学」の創造をめざし1895(明治28)年から1920(大正9)年まで刊行された文学雑誌である。帝国大学文科大学の井上哲次郎・上田萬年・高山樗牛・上田敏らが組織した「帝国文学会」の機関誌として発行された。

¹⁴ 井上哲次郎(1895), 青木昌吉(1895), 大町1897などがあげられる。

¹⁵ 国語調査委員会の調査方針にも「4. 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト」との記載がある。

¹⁶ なお, それよりも早く民間の新聞(1907)では民謡の採集はおこなわれていた。読売新聞には, 古今東西最も面白くて最も趣味ある雑録を掲載するために, 小説, 絵画, 詩文, 俳歌, 洒落, 滑稽, 詩話, 文話, 紀文, 批評, 古事雑話, 俚歌童謡にいたるまで, 「趣味快樂と観ずべきもの, 卑猥浅薄の嫌いあるものの外, 悉く取って漏らすなし」と投稿を社告として呼びかけている。ただし, これらによって収集された民謡は, 面白がるのが目的であり, 直接的に教育に影響を及ぼした形跡は現在のところ見当たらないことから, 本研究においては割愛する。

¹⁷ 上田1904, 上田1906, 志田1906a, 志田1906b

¹⁸ 高野(1928)は『日本歌謡集成 巻12』の解説で『俚謡集』及び『俚謡集拾遺』の作成の経緯を述べている。

¹⁹ 和田利夫1989,219

²⁰ 「準国定教科書」の表記は杉田2005による。

²¹ 愛媛県1962

²² 私立教育会については梶山2019に詳しい。明治23年の「文部省第一八官報」によると, 各々の目的は異なっているもののその会員は十万名以上だったとされている。

²³ 前掲書

²⁴ 当時, 八重山の登野城尋常小学校の訓導であった喜舎場水珂も文部省からの通達で1906(明治39)年に民謡を採集したことを明らかにしている。喜舎場水珂1924参照

²⁵ 第24条に「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ」の表記がある。

²⁶ 『尋常小学読本唱歌』の緒言には「『かぞへ歌』ノ曲ハ明治二十年十二月本省出版ノ幼稚園唱歌集ニ載セタルモノヲ其ノ儘採

録セリ」の記載がある。

²⁷ 『尋常小学唱歌』のルーツに言及した論考は数多く存在するが、推測によって書かれているものも少なくない。

²⁸ 細川周平2020,31-32

Changing Attitudes to Japanese Folk Songs in Shoka Education : Until the compilation of the Jinjo-Shogaku-Shoka

Kayo JO

Department of Early childhood and Elementary Education, Faculty of Humanities Kyushu Women's University
1-1, Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi City Fukuoka, 807-8586, japan

Abstract

It is a common belief that 'Warabeuta and folksongs were excluded from shoka education in Japan during the Meiji period'. On the other hand, Songs based on folk songs are included in the "Jinjo-Shogaku-Shoka". The purpose of this study is to discuss the reasons for the change in the gaze of those involved in music education towards warabeuta and Japanese folk songs. The following three points became clear. First, as early as 1880, Ministry of Education officials recognised the suitability of folk songs for school education. Secondly, the teachers of elementary schools were collecting lyrics and melodies of Japanese folk songs. Three, Kazutoshi Ueda, Yaichi Haga and others were commonly involved in the compilation of "Riyo-shu", "Jinjo-Shogaku-Tokuhon", "Jinjo-Tokuhon-Shoka", "Jinjo-Shogaku-Shoka".

Keyword: Japanese Folk Songs / Jinjo-Shogaku-Shoka / Riyo-syu